

議案第72号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の改正概要

1 改正理由

- (1) 兵庫県の労働者の最低賃金が改定見込みであることを踏まえ、日額又は時間額で報酬を定める会計年度任用職員の報酬額が最低賃金額を上回るよう条例改正を行う。
- (2) 一般職の職員に支給されている勤勉手当の基礎額に扶養手当を算入している取扱いを、国等の職員の給与を考慮して定めるべきという均衡の原則を踏まえ、国家公務員の取扱いに準じて、条例改正を行う。

2 改正内容

- (1) 現行の報酬額で改定後の最低賃金額を下回る見込みである職種について、次のとおり報酬額を改定する。
事務員、司書補助、軽作業員及び調理補助員の経験年数2年以下区分の報酬額を現行の日額6,930円から7,010円に改定する。
- (2) 一般職の職員に支給されている勤勉手当の基礎額に扶養手当を算入しない取扱いに改正する。

【現行】

勤勉手当の基礎額

$$= (\text{給料月額} + \text{扶養手当}) \times 1.15 + \text{給料月額} \times 1.15 \times \text{職務段階別加算率}$$

【変更後】

勤勉手当の基礎額

$$= \text{給料月額} \times 1.15 + \text{給料月額} \times 1.15 \times \text{職務段階別加算率}$$

3 施行日及び実施時期

- (1) 公布の日から施行し、最低賃金の改定予定日に合わせて、令和5年10月1日から適用する。
- (2) 公布の日から施行し、令和5年12月期勤勉手当から実施する。